

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

令和3年度おいらせ町一般会計補正予算（第9号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年3月8日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 1 号

令和3年度おいらせ町一般会計補正予算（第9号）について

令和3年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,530,131千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月14日 専決

おいらせ町長 成田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		62,055	43,100	105,155
	2 基金繰入金	50,361	43,100	93,461
歳入	合計	11,487,031	43,100	11,530,131

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		1,288,843	43,100	1,331,943
	2 道路橋りょう費	504,692	43,100	547,792
歳 出	合 計	11,487,031	43,100	11,530,131